

個別修習プログラム実施状況等報告書

修習地	立川
-----	----

■裁判所提供プログラム(立川)

提供配 属庁会	プログラム名	場所	期間	募集 人員	応募 人数	参加 人数	実施内容	募集条件	実施に当たって工夫した点, 司法修習生の取組 姿勢, 次年度以降の課題等
裁判所 (立川)	民事通常部 3週間コースA	東京地方 裁判所立 川支部	10/5(月)~ 10/23(金) (3週間)	2			1か部2名の修習生に対する密接な指導を 行うことを目的とする民事裁判修習である。こ の修習では, 各人の法的知識・習熟度に応 じた課題を与えて指導することを基本とした。 内容的には, 民事通常事件記録の検討, 口 頭弁論期日・争点整理手続期日・和解期日 等の傍聴立会, 判決・和解案・争点及び争 点に関する事実認定の要点を記載した書面 (サマリーライティング)等の起案作成, 合議 事件の傍聴と裁判官との意見交換などを 行った。	特になし	

裁判所 (立川)	民事通常部 3週間コースB	東京地方 裁判所立 川支部	10/13(火) ～ 10/30(金) (3週間)	2		民事通常部3週間コースAと同じ	特になし	
裁判所 (立川)	民事通常部 2週間コース	東京地方 裁判所立 川支部	10/26(月) ～11/6(金) (2週間)	2		民事通常部3週間コースAと同じ	特になし	

裁判所 (立川)	保全・執行・破 産集中部2週 間コースA	東京地方 裁判所立 川支部	10/5(月)～ 10/16(金) (2週間)	8	民事保全事件, 民事執行事件及び破産・再生事件の手続の流れ等について再確認し, 実務の取扱いについて学び, 各事件に対する理解を深めるとともに実務上留意すべき点等を把握することを目的とした。 民事保全事件(DV事件を含む。)については, 民事保全・DV事件に関する講義, 記録検討及び裁判官との質疑応答・意見交換を行うほか, 可能な範囲で面接・審尋の傍聴の機会を設けた。 民事執行事件については, 民事執行手続のほか執行官実務や不動産の鑑定評価に関する講義, 不動産競売事件及び債権執行事件の記録検討, 執行官による現況調査等への同行・見学等を行った。 破産・再生事件については, 各手続の概要に関する講義, 記録検討, 債権者集会及び免責審尋期日等の傍聴のほか, 裁判官や書記官との質疑応答・意見交換の機会を設けた。	破産・民事再生, 民事執行, 民事保全の実務に興味を持ち, 主体的に修習しようとする意欲のある者 ※複数回履修不可 ※立川の修習生を優先的に募集	
裁判所 (立川)	保全・執行・破 産集中部2週 間コースB	東京地方 裁判所立 川支部	10/19(月) ～ 10/30(金) (2週間)	8	保全・執行・破産集中部2週間コースAと同じ	保全・執行・破産集中部2週間コースAと同じ	

裁判所 (立川)	刑事通常部 2週間コースA	東京地方 裁判所立 川支部	10/13(火) ～ 10/23(金) (2週間)	4		少人数の修習生を対象にして、各人の法的知識・習熟度に応じ課題を与え、個別的に指導した。刑事公判手続や公判前整理手続の傍聴立会、否認事件や合議事件の起案、実体法上・手続上の問題点の検討、合議事件の傍聴等が主な内容である。なお、裁判員裁判があれば、審理、評議とも優先的に傍聴できるように配慮した。	特になし	
裁判所 (立川)	刑事通常部 2週間コースB	東京地方 裁判所立 川支部	10/26(月) ～11/6(金) (2週間)	4		刑事通常部2週間コースAと同じ	特になし	

■検察庁提供プログラム(立川)

提供配 属庁会	プログラム名	場所	期間	募集 人員	応募 人数	参加 人数	実施内容	募集条件	実施に当たって工夫した点、司法修習生の取組 姿勢、次年度以降の課題等
検察庁 (立川)	公判補完(立 川)	東京地方 検察庁立 川支部	10/5(月)～ 10/9(金) (1週間)	4			公判担当検事指導の下、検察実務に対す る認識をより深めてもらうことを目的とする修 習である。具体的には、各公判担当検事室 に修習生を配置して、公判担当検事の下、 立証方針の検討、証拠整理及び冒頭陳述 書等の公判関係文書の起案を行うほか、公 判担当検事と共に法廷に赴いて法廷傍聴を し、検察官の行う公判活動について理解を 深めてもらう。	※立川の修習生を 優先的に募集	
検察庁 (立川)	捜査補完(立 川)	東京地方 検察庁立 川支部	10/13(火) ～11/6(金) (4週間)	6			指導検事の密接な指導の下、検察実務に 対する認識をより深めさせることを目的とする 修習である。具体的には、身柄事件の捜査 修習を行い、捜査方針の検討、取調べ、処 理方針の検討、起訴状等の各捜査文書の起 案等を行い、検察官の行う捜査処理につい て理解を深めてもらう。	※立川の修習生を 優先的に募集	

■東京三弁護士会多摩支部提供プログラム

提供配 属庁会	プログラム名	場所	期間	募集 人員	応募 人数	参加 人数	実施内容	募集条件	実施に当たって工夫した点、司法修習生の取組 姿勢、次年度以降の課題等
------------	--------	----	----	----------	----------	----------	------	------	---------------------------------------

多摩	民事模擬裁判	弁護士会 多摩支部 等	10/5(月)～ 10/9(金) (1週間)	6 ～ 10		抵当権設定登記抹消登記手続請求事件を題材に修習生を原告、被告グループに分け、当事者、証人からの聞き取りの後、訴状以下の主張書面、陳述書及び証拠説明書の作成をし、最終日の午後に尋問及び傍聴をした裁判官及び修習委員からの講評を行った。	※立川の修習生を優先的に募集	
----	--------	-------------------	------------------------------	--------------	--	---	----------------	--

多摩	少年事件と子どもの権利に関する実務	弁護士会 多摩支部 等	10/13(火) ～ 10/16(金) (4日間)	2 ～ 10	・ 少年事件の手続の流れ及び子どもの権利に関する分野(福祉、学校)についての現状を弁護士の視点から説明した。 ・ 子どもの権利に関して弁護士が関わる分野について具体的なイメージを持てるよう、各関係施設を見学した。 ・ 少年事件の流れを体験してもらうため、模擬面会を行った。	※立川の修習生を優先的に募集
----	-------------------	-------------------	------------------------------------	--------------	--	---

多摩	労働事件の実務	弁護士会 多摩支部等	10/20(火) ～ 10/23(金) (4日間)	3 ～ 10		労働事件の手続きを俯瞰し、個別の労働委員会、労働基準監督署、労働審判などの具体的手続きや、労働災害、公務員労働事件について詳細に講義した。東京都労働員会の見学に行くとともに、労働委員会の事務局や、労働基準監督署の元署長などに実務的な観点からお話を頂いた。	※立川の修習生を優先的に募集	
----	---------	---------------	------------------------------------	--------------	--	---	----------------	--

多摩	家事事件処理における弁護士の役割	弁護士会多摩支部等	10/19(月)～ 10/23(金) (1週間)	3～6	・以下の全体講義を行った。 10/19 家事事件(主に離婚事件)の手続き及び法律相談の対応について(近藤わかな弁護士) 10/21 司法の中のジェンダー(杉井静子弁護士) 10/23 離婚事件およびDV事件の初回法律相談の模擬 ・上記以外は、弁護士会両性の平等に関する委員会所属の弁護士の事務所において、家事事件手続の傍聴、記録の検討、打合せの傍聴、起案等の修習を行った。	※立川の修習生を優先的に募集	
多摩	多摩地域における高齢者・障害者問題と弁護士の役割	弁護士会多摩支部等	10/28(水)～ 10/30(金) (3日間)	2～10	【10/28】 ・講義「成年後見制度の概要・活用事例について」 ・施設見学 サンシャインホーム 【10/29】 ・立川市社会福祉協議会見学 ・施設見学 美山ヒルズ 【10/30】 模擬法律相談・講評・昼食会・事務所訪問	※立川の修習生を優先的に募集	

多摩	倒産法の実務	弁護士会 多摩支部 等	10/27(火) ～ 10/30(金) (4日間)	4 ～ 6	初日は、「個人破産」、「法人破産」及び「財務諸表の読み方」というテーマで、それぞれ弁護士による講義が行われた。 2日目及び3日目は、修習生ごとに決められた配属先事務所において、実際の倒産実務について様々な手続等を見てもった。 4日目は、各修習生から3日間で学んだことを30分ほどでプレゼンテーションしてもらい、その後各プレゼンテーションに基づいて、弁護士3名を交えて座談会を行った。	※立川の修習生を優先的に募集 ※①司法試験で倒産法を選択した者 ②法科大学院で倒産法を履修した者 ③その他の者 ※①②③の順に優先し、同順位の中で抽選(実際には抽選はしなかった)	
----	--------	-------------------	------------------------------------	-------------	--	--	--

多摩	消費者問題実践	弁護士会 多摩支部 等	11/4(水)～ 11/6(金) (3日間)	3 ～ 8	・以下の全体講習を実施した。 ①八王子消費生活センター見学 ②国民生活センター相模原事務所見学 ③東京都生活再生相談窓口見学 ④東京地方裁判所にて「債権管理回収業に関する特別措置法違反判決言い渡し」の傍聴 ⑤消費者問題対策研修会(テーマ:「金融商品被害の態様と消費者事件の取り組み方」)傍聴 ⑥課題ディスカッション, 意見交換会 ⑦消費者問題対策委員会, 事例検討会・研究会傍聴 ・弁護士会消費者問題対策委員会に所属する弁護士の事務所において, 記録検討, 打合せの傍聴等の修習をした。	※立川の修習生を優先的に募集	
----	---------	-------------------	------------------------------	-------------	--	----------------	--